

宮城県公報

行 城 県
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○水道水源特定保全地域の指定	(環境対策課)	一
○土砂等搬入禁止区域の指定	(循環型社会推進課)	一
○家畜伝染病の発生(二件)	(家畜防疫対策室)	二
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	二
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	二
○保安林の指定実施要件の変更の予定(二件)	(同)	三
○道路の区域変更(三件)	(道路課)	四
○道路の供用開始(二件)	(同)	四
○廃川敷地等の発生	(河川課)	五
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(行政経営推進課)	六
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		八
○政治団体の届出事項の異動届		八
○政治団体の解散届		八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和二年分)		八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和三年分)		九
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和四年分)		九

告 示

ページ

○宮城県告示第二十八号

ふるさと宮城の水循環保全条例(平成十六年宮城県条例第四十二号)第十三条第一項の規定により、水道水源特定保全地域を次のとおり指定する。

令和五年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 名称

阿武隈川流域水道水源特定保全地域

二 区域

白石市、蔵王町、七ヶ宿町及び村田町の区域のうち次の図に示す区域

「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(環境生活部環境対策課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて、公衆の縦覧に供する。

○宮城県告示第二十九号

土砂等の埋立て等の規制に関する条例(令和元年宮城県条例第七十四号)第二十三条第一項の規定により、土砂等搬入禁止区域を次のとおり指定したので告示する。

令和五年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土砂等搬入禁止区域の位置

宮城県七ヶ浜町東宮浜字東浦田五十六番三、五十六番八、五十六番九、五十六番十、五十六番十一、五十六番十二、五十六番十三、五十六番十五、五十六番十六、五十六番十七、五十九番一、五十九番二、六十番、六十三番、六十六番、六十七番一、六十八番、六十九番一、六十九番二、六十九番三、七十番六、七十一番二十六、七十二番、七十五番、七十九番、八十番、八十二番、八十三番一、八十三番三及び六十七番一地先から六十九番一地先までの道路敷並びに同字崩十番一、十番六、十二番一、十三番一、十四番一、十四番二、十七番、十八番、十九番、二十番、十三番一地先道路敷及び十番一地先から十番六地先までの水路敷

二 土砂等搬入禁止区域の面積

四二、〇五七・三九平方メートル

三 指定の期間

令和五年一月二十一日から令和五年七月二十日まで

四 指定の理由

一の区域においては、土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可を受けずに土砂等の埋立て等が行われ、勾配が急な法面や締め固めが不十分な部分があり、従前の土砂等搬入禁止区域の

指定期間である六カ月間を満了した後も、当該区域において土砂等の埋立て等を継続することにより、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあるときは、引き続き存すると認められるため。

○宮城県告示第三十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和五年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患者及び疑似患者の区分並びにその頭数

患者 三頭

四 発生の場所又は区域

登米市

五 発生年月日

令和四年十二月十六日

六 患者の取扱い

法令殺

○宮城県告示第三十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和五年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患者及び疑似患者の区分並びにその頭数

患者 六頭

四 発生の場所又は区域

登米市

五 発生年月日

令和四年十二月二十三日

六 患者の取扱い

法令殺

○宮城県告示第三十二号

宮城県鹿原地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和五年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年一月二十日から令和五年二月十七日まで

三 縦覧場所

加美町役場

○宮城県告示第三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

刈田郡七ヶ宿町字大迎七の四七

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

○宮城県告示第三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

○宮城県告示第三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大崎市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年一月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十日

- 一 道路の種類 県道
 - 二 路 線 名 河南築館線
 - 三 道路の区域
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
遠田郡涌谷町吉住字梅田一一番六地先から 同郡同町太田字舟ヶ沢一番一地先まで		前	後	四・五 一五・八	一、四〇〇・〇
後	前	六・六 一六・八	一、四〇〇・〇		

○宮城県告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年一月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十日

- 一 道路の種類 県道
 - 二 路 線 名 若柳築館線
 - 三 道路の区域
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
栗原市築館字萩沢加倉八〇番一地先から 同市築館字萩沢加倉五六番一地先まで		前	後	一七・〇 四〇・一	三二五・八
後	前	三二・六 七四・六	三二五・八		

○宮城県告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年一月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十日

- 一 道路の種類 県道
 - 二 路 線 名 石巻女川線
 - 三 道路の区域
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
石巻市川口町三丁目七九番二地先から 同市魚町三丁目二番地先まで		前	後	一一・〇 六三・九	二、八〇三・五
後	前	一一・六 五〇・〇	二、八〇三・五		

○宮城県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年一月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四六号	登米市東和町米川字飯土井三九番地先から同市東和町米川字飯土井九三番八地先まで	令和五年一月二十七日

○宮城県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年一月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	若柳築館線	栗原市築館字萩沢加倉八〇番一地从先から同市築館字萩沢加倉五六番一地从先まで	令和五年一月二十日

○宮城県告示第四十一号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県気仙沼土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 河川の名称

二 級河川港川水系港川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和四年十一月二十二日

三 廃川敷地等の位置

本吉郡南三陸町歌津字港百四十四番八、百四十八番七、三百二十一番、三百二十二番、三百二十三番、三百二十四番、三百二十五番
四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 九十五・七一平方メートル

○宮城県告示第四十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和五年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

崎山の二急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村区	大字	字	地番	標柱番号
石巻市	北上町	十三浜	崎山	二百四十五番一	一号
				二百三十九番	二号及び三号
				二百四十一番	四号
				二百三十八番	五号
				二百三十六番四	六号
				二百三十七番一	七号
				二百三十七番八	八号
				百五十二番十四	九号
				百五十二番五	十号

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和五年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 自動車賃貸借 十六台
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 令和五年十月一日から令和十年九月三十日まで
- 4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であることを。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいす

れかに該当するときは入札に参加することができない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―三三三五）へ令和五年二月二日（木）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供さ

れるもの(をいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県総務部行政経営推進課働き方改革推進班(担当 石黒 電話〇二二二二二二二二二〇四)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和五年二月一日(水)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年二月七日(火)午前九時から令和五年二月十五日(水)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年二月十五日(水)午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合
 入札期間 令和五年二月二十一日(火)午前九時から令和五年三月二日(木)午後五時まで
 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和五年三月二日(木)午後五時
 ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出するものと。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和五年三月三日(金) 午前十時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎七階 保健福祉部会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
 五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として契約締結を行う。したがって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった場合の取扱については契約書(案)に示すとおりとする。

10 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service to be Procured : Leasing of automobiles (16 vehicles)

2 Lease Period : From October 1, 2023 to September 30, 2028.

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government Building (3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai City, Miyagi Prefecture)

4 Deadline and Place for Bid Submission (in person) : March 3, 2023 (Fri), 10 : 00 am.
Health and Welfare Department Conference Room, Miyagi Prefectural Government Building,
7th floor

5 Deadline for Bid Submission (by mail) : March 2, 2023 (Thu), 5 : 00 pm.

6 Time and Place for Bid Selection : March 3, 2023 (Fri), 10 : 00 am.
Health and Welfare Department Conference Room, Miyagi Prefectural Government Building,
7th floor

7 Contact Information : Ayako Ishikuro, Work Style Reform Promotion Section, Administrative
Reform Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho,
Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 JAPAN
Tel.: 022-211-2204

選挙管理委員会

○宮選管告示第一号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団
体の届出があった。
令和五年一月二十日

宮城県選挙管理委員会
委員長 皆 川 章太郎

(一) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

自由民主党若柳支部 瀬戸健治郎 高橋 功 栗原市若柳字下畑岡大畑 〇 令和四年十二月二十一日

自由民主党宮城第一支部 中山 耕一 小川 栄一 富谷市上桜木一四二一 〇 令和四年十二月十九日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

佐藤しょうじ後援会 佐藤 傳 佐藤 純一 亶理郡亶理町逢隈高屋字鳥東一六 令和四年十二月十五日

日本ウクライナ党 佐藤 幹雄 石井 和春 仙台市太白区太子堂二一一 令和四年十二月一日

○宮選管告示第二号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団
体の届出事項を異動した旨届出があった。
令和五年一月二十日

宮城県選挙管理委員会
委員長 皆 川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

雨森修一後援会 雨森幸太郎 代表者 雨森幸太郎 雨森真太郎 令和四年十一月二十七日

遠藤まさのぶ後援会 遠藤 雅信 主たる事務所 柴田郡川崎町大字前川字裏丁二七一一二 柴田郡川崎町大字前川字裏丁一六三三 令和四年一月十日

大久保三代連合後援会 吉川由香里 主たる事務所 仙台市泉区高森四一二一九六 名取市植松三一五一二四 令和四年十二月二十二日

税理士による愛知治郎後援会 浅利 一儀 主たる事務所 仙台市青葉区大町一―二―一―一六 三 仙台市青葉区小田原五―一―一―五 令和四年十二月七日

日本弁護士政治連盟 新里 宏二 会計責任者 佐々木雅康 及川 雄介 令和四年十一月二十五日

○宮選管告示第三号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治
団体が解散した旨届出があった。
令和五年一月二十日

宮城県選挙管理委員会
委員長 皆 川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

佐藤しょうじ後援会 佐藤 傳 令和三年十二月三十一日

高橋清男後援会 芳賀千鶴男 令和四年七月十三日

○宮選管告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年一月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

佐藤しょうじ後援会

報告年月日 4.12.15（3.12.31解散）

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮城県告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年一月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

佐藤しょうじ後援会

報告年月日 4.12.15（3.12.31解散）

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮城県告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年一月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

高橋清男後援会

報告年月日 4.12.16（4.7.13解散）

1 収入総額 0

2 支出総額 0